

原子力災害に備えた 安来市広域避難計画



令和7年3月
安 来 市

平成25年3月作成

令和4年3月改訂

令和5年3月改訂

令和6年10月改訂

令和7年3月改訂

目 次

1. 計画の位置づけ.....	1
2. 計画策定にあたっての基本方針.....	1
3. 計画の前提.....	1
(1) 避難範囲の考え方.....	1
(2) 避難対象地域.....	2
(3) 避難先地域.....	2
(4) 避難等の準備及び実施（避難等の目安）.....	3
4. 安来市の体制.....	4
(1) 市の広報体制等.....	4
(2) 広報のタイミング.....	4
(3) 相談窓口の設置.....	5
(4) 情報連絡、住民広報手段の確保.....	5
(5) 市の災害体制の設置基準.....	5
(6) 警戒本部・災害対策本部の設置.....	6
(7) 災害対策本部の設置場所.....	7
(8) 災害対策本部の退避先.....	7
5. 住民の屋内退避.....	7
6. 住民の避難体制.....	7
(1) 住民避難の基本的な考え方.....	8
(2) 住民避難の流れ.....	8
(3) 避難先等の確保、周知.....	8
(4) 避難手段及び避難ルート等.....	9
(5) 避難退域時検査体制の整備.....	9
(6) 園児、児童及び生徒等への対応.....	10
(7) 一時滞在者（観光客等）への対応.....	10
(8) イエローバスの乗客への対応.....	11
(9) 避難完了の確認等.....	11
(10) 自主避難した住民の把握.....	11
(11) 避難が長期化した場合の対応.....	11
7. 避難行動要支援者の避難体制.....	11
(1) 避難の流れ.....	12
(2) 避難先の確保及び周知.....	12
(3) 避難手段及び避難ルート等.....	13
(4) 各施設別の避難計画の策定.....	13

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等.....	13
(6) 避難が長期化した場合の対応.....	13
8. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備.....	13
9. 避難住民の支援体制.....	14
(1) 避難所（一般避難住民用）の開設.....	14
(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設.....	14
10. 避難所の運営について.....	15
(1) 避難所.....	15
(2) 広域福祉避難所.....	16
資料.....	17~25
用語解説.....	26~27

1. 計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）で発生した原子力災害を踏まえ、中国電力㈱島根原子力発電所で同様の原子力事故が発生した場合に備え、住民等の円滑な避難を実施するために、必要な事項を定めるものである。

本計画は、平成25年2月に策定した安来市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として位置づけるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）、島根県広域避難計画、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

なお、本計画に定めのないものについては、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）等によるものとする。

2. 計画策定にあたっての基本方針

本計画は、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成する原子力災害に備えた島根県広域避難計画との整合を図りつつ策定した。

- (1) 市は島根県と連携し、避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ公表する。
- (2) 島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level、以下「EAL」という。）、運用上の介入レベル（Operational Intervention Level、以下「OIL」という。）の基準に応じて、段階的に避難等の防護措置が実施されるものと想定する。
- (3) 市は島根県と連携し、避難の実施時に特に配慮が必要である避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者）の安全かつ迅速な避難体制の確立を図る。
- (4) 現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、関係法令、原子力災害対策指針、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）、島根県広域避難計画、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）の改正や避難先自治体を含む関係機関との協議・検討結果により随時、更新するものとする。

3. 計画の前提

(1) 避難範囲の考え方

避難対象地域及び避難先地域の決定については、避難時の情報伝達体制、避難行動要支援者の支援が可能な範囲であること、避難前後の安否確認等がスムーズに行えること、避難先でのコミュニティの重要性等を考慮し、交流センター単位での避難行動を基本とする。

ただし、島田地区、安田地区については、その一部のみが30km圏内に入るため、交流センター単位ではなく行政町名による必要最小限区域での避難とする。

なお、本市内または避難先自治体が地震など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて本計画をもとに柔軟に対応する。

（2）避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」とする。

※原子力発電所での事故の事象により、対象範囲が拡大・縮小する場合は想定されるが、この計画を基本として臨機応変に運用するものとする。

○対象地域及び人口

距離圏域	地域名	地区名（交流センター単位）	人口
20～30 k m	安来地域	社日、十神、赤江、荒島、飯梨、能義、大塚、吉田、宇賀荘、島田の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）	25, 304 人
	広瀬地域	広瀬、下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、奥田原、山佐	5, 253 人
	伯太地域	安田の一部（伯太町安田）	773 人
合計			31, 330 人

※令和5年12月31日現在

原発から30km圏域の状況



(3) 避難先地域

避難地域		避難受入地域（岡山県）
市名	地区名	受入 市町村名
安来市	社日、十神	津山市
	赤江、十神※	赤磐市
	荒島、十神※	真庭市
	飯梨	美咲町
	能義、社日※	鏡野町
	大塚	勝央町
	吉田、十神※	久米南町
	宇賀荘、宇波※	和気町
	島田	美作市
	広瀬、下山佐※	瀬戸内市
	下山佐、菅原、布部、宇波、西谷、 奥田原、山佐	備前市
	安田	奈義町
	十神※	新庄村
	十神※	西栗倉村
※一部の社会福祉施設のみ該当		14市町村

〔関連：資料1〕

(4) 避難等の準備及び実施（避難等の目安）

避難等の実施について、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づき、UPZ圏内における防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリング等の結果を踏まえて、国の原子力災害対策本部において決定される「避難」や「一時移転」を行うこととなる。また、UPZ外においても、原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施することとなる。

① 放射性物質放出前における防護措置の実施

原子力施設の状況に応じて設定された緊急事態区分及びEALの3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

- ・警戒事態：必要に応じた住民広報を行う。

- ・施設敷地緊急事態：国及び県からの要請に基づき、住民への屋内退避の準備を発令する。
- ・全面緊急事態：国及び県からの要請に基づき、住民への屋内退避の指示を発令する。

② 放射性物質放出後における避難等の指示

放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準であるO I Lと照らし、防護措置を実施するものとする。

- ・島根原子力発電所の全面緊急事態におけるUPZ及びUPZ外については、国、県及び中国電力㈱と連携して実施する緊急時モニタリングによる測定の結果、O I Lの基準値を超えた場合に国から避難等の指示が行われる。

【防護措置実施の判断基準】

基準の種類	初期設定値	防護措置の概要
O I L 1	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合 の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合 の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

原子力災害対策指針より

4. 安来市の体制

市は、中国電力㈱から「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第9条に基づく異常時の連絡や島根県から島根原子力発電所における緊急事態区分に該当する事象等の発生との連絡があったときは、安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき島根原子力発電所の事故等に関する情報や、避難指示及び避難準備情報の発令等について、住民への広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行うものとする。

(1) 市の広報体制等

- ① 市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国（オフサイトセンター等）から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。
- ② 市は、在宅避難行動要支援者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対して、必要な情報を確実に伝える体制を整備する。

(2) 広報のタイミング

市は、住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

＜住民広報のタイミング（例示）＞

- ア 警戒事態等の段階に至った場合
- イ 特定の事態に至った場合（施設敷地緊急事態（原災法10条事象）、全面緊急事態（原災法15条事象、原子力緊急事態宣言）等）
- ウ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- エ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- オ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- カ 安定ヨウ素剤の服用を指示する場合
- キ 放射性物質が放出された場合
- ク モニタリングの状況がまとまった場合
- ケ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

＜住民広報の内容＞

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- エ その他（注意事項等）

（3）相談窓口の設置

市は、国及び島根県と協力して、住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

（4）情報連絡、住民広報手段の確保

- ① 島根県及び関係4市は、相互間、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保出来る体制を整備するとともに、万が一に備え市から島根県へ連絡員を派遣する体制を整える。〔資料2〕

島根県へ派遣する職員は、オフサイトセンターが立ち上がるまでの間の初動にかかる連絡に当たる。

- ② 市は、避難及び避難準備等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、告知放送、市ホームページ、広報車、CATV、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、SNS等、複数の手段により住民広報を行う体制を整える。

（5）市の災害体制の設置基準

安来市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める設置基準は、以下のとおりとする。

【災害体制の設置基準】

区分	体制	設置基準
警戒事態	警戒本部の設置 〔構成員〕 各部長、次長、総務課職員、防災課職員、 その他総務部長が必要と認めた職員	・警戒事態発生の通報があったとき ・島根県対策会議設置時
施設敷地緊急事態	災害対策本部（第一次体制）の設置 〔構成員〕 市長、副市長、教育長、各部部长、次長、 総務課職員、防災課職員、その他市長が 必要と認めた職員	・特定事象（原災法第10条） 発生の通報があったとき ・島根県からモニタリングポストにおいて原災法第10条に 定める基準以上の放射線量 が検出された旨の連絡があ ったとき ・その他市長が原子力防災上必 要と認めたとき
全面緊急事態	災害対策本部（第二次体制）の設置 〔構成員〕 全職員とする	・内閣総理大臣から原子力緊急 事態宣言（原災法15条）が 発出されたとき ・その他市長が原子力防災上必 要と認めたとき
原子力災害事後対策 （住民避難完了後）	事故対策の内容により最大全職員とす る	・原子力緊急事態宣言（原災法 15条）が発出された後

（6）警戒本部・災害対策本部の設置

① 警戒本部の設置

市は、警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力㈱等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒本部を設置する。

- ・警戒本部本部長 総務部長

② 災害対策本部の設置

市は、特定事象（原災法第10条）発生の通報を受けた場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者をオフサイトセンターに派遣する。

- ・災害対策本部本部長 市長
- ・市長不在時の権限委譲順位
 - 第1順位 副市長
 - 第2順位 総務部長
 - 第3順位 政策推進部長

(7) 災害対策本部の設置場所

安来市の災害対策本部は、安来庁舎3階防災対策室に置く

電 話	0 8 5 4 - 2 3 - 3 0 7 4
F A X	0 8 5 4 - 2 3 - 3 1 5 2
Eメール	bousai@city.yasugi.shimane.jp

(8) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合は、次の順位により次の施設に退避する。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	安来市役所伯太庁舎	電 話 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 0 0 F A X 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 0 8 Eメール hakuta@city.yasugi.shimane.jp
2	伯太中央交流センター	電 話 0 8 5 4 - 3 7 - 1 5 5 8 F A X 0 8 5 4 - 3 7 - 9 0 7 2 Eメール wakasa.cs@city.yasugi.shimane.jp
3	赤屋交流センター	電 話 0 8 5 4 - 3 8 - 0 1 4 5 F A X 0 8 5 4 - 3 8 - 9 0 1 1 Eメール akaya.cs@city.yasugi.shimane.jp

5. 住民の屋内退避

UPZの住民は、全面緊急事態の段階では、屋内退避を行うこととなる。UPZ外においても、原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施することとなる。

原子力規制委員会は、屋内退避する理由として、福島第一原発事故の教訓からブルームが通過する時に屋外で行動するとかえって被ばくが増す恐れがあるためとしている。

また、屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては4分の1程度に、機密性の高いコンクリート建屋の様な施設においては20分の1程度に抑えることができるとしている。

6. 住民の避難体制

UPZでは、まず必要に応じて屋内退避を行い、仮に放射性物質が放出された場合は、放出後の放射線量の実測値に基づき、必要な地区は、一週間程度内に「一時移転」を行うこととされている。

また、放射線量の実測値が高い場合には、「避難」する場合もある。

市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難を実施する。

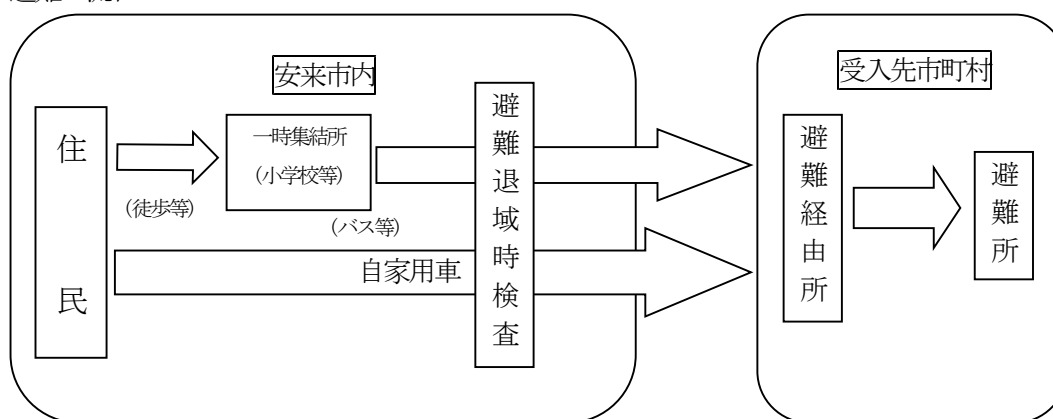
(1) 住民避難の基本的な考え方

- ① 避難は、多くの住民が自家用車により避難することを想定する。
自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からのバス等公共的手段による集団避難を行う。〔資料3〕
- ② 一時集結所への移動又は広域避難に際しては、避難行動要支援者の避難支援に配慮し、コミュニティの相互扶助、助け合いによってスムーズに避難行動が出来るよう心がける。

(2) 住民避難の流れ

- ① 市は、島根県または原子力発電所から島根原子力発電所における事故等の状況や避難準備等に関する情報連絡があったときは、告知放送、市ホームページ、広報車、CATV、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、SNS 等、複数の手段により住民へ適切に周知を行う。
- ② 住民は、避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とする。
- ③ UPZ外においては、UPZと同様に、事態の進展等によっては屋内退避を行う必要がある。
このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対し屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を実施することとする。

避難の流れ



(3) 避難先等の確保、周知

- ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な住民避難支援を行うため、交流センター単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先を選定しているほか、一時集結所、避難ルート等を定め住民へ事前に周知する。〔資料4〕
- ② 市及び島根県は、避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、あらかじめ避難先市町村内に避難住民が立ち寄る「避難経路所」を避難先自治体の協力を得て選定しており、ここから順次開設される避難所へ誘導する。
- ③ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島

根県を通じて、あらかじめ定めてある避難先自治体と避難受け入れについての調整を行うものとする。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行う。〔資料5〕

- ④ 避難先自治体が自然災害等による被災等により受け入れが困難な場合は、島根県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行うこととしている。

（４）避難手段及び避難ルート等

① 避難手段の確保

- ア 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため、可能な限り乗り合わせて避難することを基本とする。
- イ 自家用車避難が困難な住民は一時集結所等から、やむを得ず学校等から避難する場合の園児、児童及び生徒については、学校等からのバス等による避難を行う。
- ウ 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- エ バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所等必要な箇所へ手配する。
- オ 島根県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

② 一時集結所の運営

- ア 市は、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等を定める。
- イ 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人数の振り分け、バス乗車の誘導、安定ヨウ素剤の配布等とする。

③ 避難ルートの設定

- ア 避難先を踏まえ、島根県及び市は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定する。
- イ 避難の実施が見込まれる段階で、島根県及び市は原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の選定状況等を踏まえて、島根県警本部等関係者とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

④ 避難誘導・交通規制体制の整備

- ア 島根県警察本部は、避難を円滑に実施するため、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- イ 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。
- ウ 島根県警察本部は、広域避難実施時には災害状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めている避難誘導・交通規制体制を基本に、必要に応じて再調整を行い、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

（５）避難退域時検査体制の整備

- ① 放射性物質放出後に一時移転の指示が出された場合、住民等の汚染状況を確認するため、国の指示を受け、島根県が、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。〔資料6〕

② 島根県では、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、候補地や検査手順を定める。

③ 市は、避難退域時検査が必要であることを、事前に住民に周知する。

(6) 園児、児童及び生徒等への対応

① 島根原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合は、学校等の管理下において、市からの指示・情報に基づき、校長・園長・所長を中心とした学校等災害対策体制を設置し、園児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保を図る。

そのため、学校等は下記の対応に備え、島根県が示した「学校危機管理の手引き」を参考にあらかじめマニュアルを作成し、保護者への連絡方法・連絡先を確認するとともに、必要事項等について周知しておく。

ア 各学校等の留意事項

- ・各学校災害対策体制を設置する。（本部長：校長・園長・所長、副本部長：教頭）
- ・市からの情報を入手するとともに、学校等の状況について市に情報伝達する。
- ・児童等の安否等を確認する。
- ・テレビやラジオ等による国・県の情報にも注意する。
- ・速やかに帰校することができない校外での活動中は、現地の安全な建物に留まり、学校からの指示を待つ。
- ・保護者に迎えを要請し、児童等を保護者とともに帰宅させる。この場合において、保護者に連絡等がつかない、又は親等が迎えに来られない児童等は、親等の迎えが来る間は各学校等において教職員とともに屋内で退避する。

イ 突然の屋内退避指示時の対応

- ・校舎や体育館など屋内に入るよう指示する。
- ・児童等の安否等を確認する。
- ・屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗い、うがい等を行う。
- ・ドアや窓は閉め、エアコン・換気扇等は止める。
- ・ハンカチやタオル等で口、鼻を覆い、長袖上着等の着用など、外部被ばくを避けるための注意喚起を行う。

※放射線量の測定結果や事故の収束状況等に応じて、安全が確認された場合には、市災害対策本部と協議のうえ、自宅退避対応や避難対応へ移行する。

② 在宅の場合は、各自宅、地域での行動とする。

(7) 一時滞在者（観光客等）への対応

① 島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求めることとする。

② 屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行うこととする。

- ③ 一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅することとする。
- ④ J R 西日本の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は国及び島根県からの情報に基づき J R 西日本が車内放送等により情報を伝達する。
- ⑤ 市は、避難指示が出された区域の巡回等により、観光客等が避難したことの確認を行う。

(8) イエローバスの乗客への対応

- ① 市は、イエローバスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達を委託業者に対して行い、乗客に対し車内放送、ラジオ放送、緊急速報メール等により情報を伝達する。

(9) 避難完了の確認等

- ① 住民の避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、個別に訪問して行う。
- ② 避難を拒否する住民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が繰り返し訪問し、避難を促す。

(10) 自主避難した住民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は自主避難した住民の把握に努める。

- ① 市は、自主避難した住民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。
- ② 市は、個人で避難先を確保し指定避難先以外に避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難先以外に避難する住民の把握に努める。

(11) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努める。
- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるよう努める。

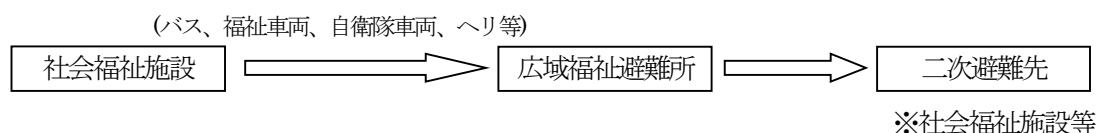
7. 避難行動要支援者の避難体制

避難行動要支援者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者は広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行う。

なお、避難行動要支援者の避難は、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保など避難準備を早期段階から行い迅速な避難を実施するが、準備が整うまでは屋内退避を行う。

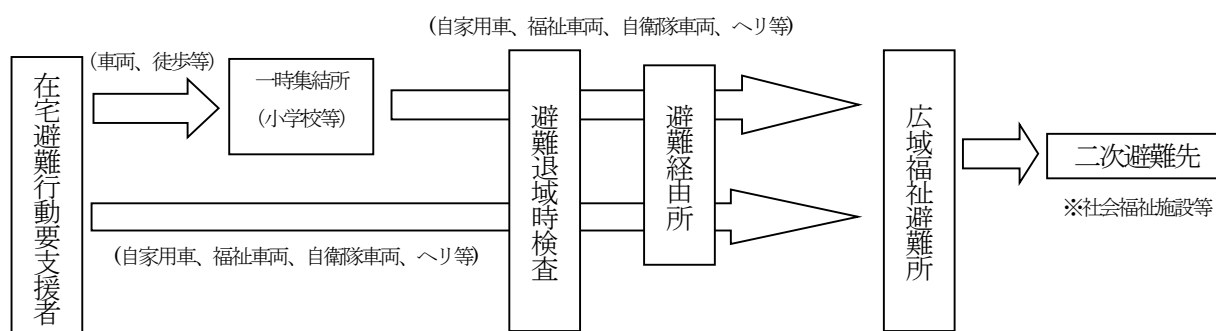
(1) 避難の流れ

①社会福祉施設

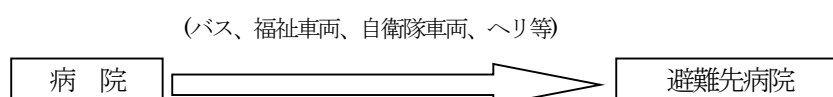


※社会福祉施設通所者について、時間的に余裕の無い場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

②在宅避難行動要支援者



③病院等入院患者



(2) 避難先の確保及び周知

- ① 市は島根県と連携し、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅避難行動要支援者の避難先（広域福祉避難所）を定め、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。〔資料4〕
- ② 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は島根県と連携し、あらかじめ定めてある避難先となる避難先自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡する。
- ③ 島根県は、原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受入れ医療機関を調整し、避難手段及び避難時の

支援要員等を調整したうえで、該当病院等へその状況を連絡する。

- ④ 連絡を受けた病院等は、受入れ医療機関と個別に受入れ調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え実施する。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる車両等の避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- ② 避難行動要支援者の避難手段確保の手順・体制は、島根県が自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し整える。
- ③ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定する。
- ② 島根県は、社会福祉施設、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

- ① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定める。
- ② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児及びその保護者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意する。

(6) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるよう努める。
- ② 島根県は、移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

8. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- ① 島根県及び関係4市は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用指示が出された際に、該当の避難住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、施設敷地緊急事態と判断された時点から要員の配置等の体制を整え、配布体制が整い次第配布を開始する。

- ② 安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用に関しては、島根県が策定した安定ヨウ素剤配布計画により、あらかじめ定めた方法により実施する。

9. 避難住民の支援体制

市は、国や、島根県及び避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

(1) 避難所（一般避難住民用）の開設

① 避難所の開設

- ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行うものとする。
- イ 避難開始当初においては、市は島根県と連携し、住民の送り出しを最優先とする必要から、避難所、避難経路所の開設・管理、避難誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が対応するものとする。
- ウ 避難先自治体は、避難経路所の開設を最優先に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導するものとする。
- エ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に各避難所等へ職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- オ 避難所は、できるだけ早期に、避難住民、職員、ボランティア等で自主防災組織等を中心とした自主運営体制へ移行するよう努める。
- カ 避難先自治体から引き継いだ避難所施設の管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行い、市、避難住民及び避難先自治体と協力して避難所の運営にあたる。

② 避難物資の確保

- ア 市は島根県と連携し、避難所への食糧や毛布等の避難物資について、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し確保を図る。
- イ 国が中心となり、できるだけ早期に関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設

① 広域福祉避難所の開設

- ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行うものとする。

イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とするものとする。

② 避難行動要支援者のケア

ア 避難行動要支援者のケアについては、原則として在宅避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となっていくものとする。

イ 市は、災害発生時において個別計画に該当する者の避難先の速やかな確保が困難となったときは、屋内退避を図りながら島根県及び国と連携して避難先を確保する。

ウ 市は、避難行動要支援者の速やかな避難先の確保が困難となった場合には、必要に応じてUPZ圏外の市内の施設を福祉避難所として活用するものとする。

エ 市は島根県と連携し、ケア要員の不足が想定されることから、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員の確保を図る。

③ 資機材・物資の確保

ア 市は島根県と連携し、避難行動要支援者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）について国や関係事業者、避難先自治体等に要請し確保を図る。

イ 市は島根県と連携し、できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や地域から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

10. 避難所の運営について

(1) 避難所

避難所の運営は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティを基本とし、市から派遣する職員、ボランティア等と協力し、避難先自治体の施設管理者の協力を得て、住民が自主的に運営できるよう努めるものとする。

① 市は、避難先自治体の協力を得て、避難先自治体ごとに庁舎、又は避難所の一部に現地の支援拠点（臨時出張所等）を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たる。

② 市は、避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、正確な情報伝達に努める。

③ 避難所の運営にあたり高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者等や、男女のニーズの違い、外国人に十分に配慮し、それぞれ協力して運営体制を構築するものとする。また、家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

④ 避難所の運営体制は、自治会及び自主防災組織等の地域コミュニティの状況を踏まえ、住民が概ね次の例を参考として、それぞれの避難所に応じた体制を整備し、避難所の運営に当たるとともに、良好な生活環境の確保に努める。〔資料7〕

<運営体制の例>

i 運営会議等

- ・施設の管理者を加え、管理者の協力を得て避難所の運営を担う

ii 運営班等

それぞれの避難所に応じた運営体制を構築するものとする。

- ・総務班（運営会議の事務局、各運営班の統括、相談窓口の設置、市等との連絡調整、ボランティアの受け入れ、連携等）
- ・情報班（住民情報の把握、災害、施設管理等の情報収集及び避難者への情報伝達等）
- ・施設班（避難所の衛生管理、避難者の援護施設、救援物資の管理・配分、安全管理等）
- ・給食班（炊き出し、給水、給食等）
- ・救護班（病人の対応、健康相談窓口、医薬品等の管理、保健師との連携等）

- ⑤ 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、安全の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(2) 広域福祉避難所

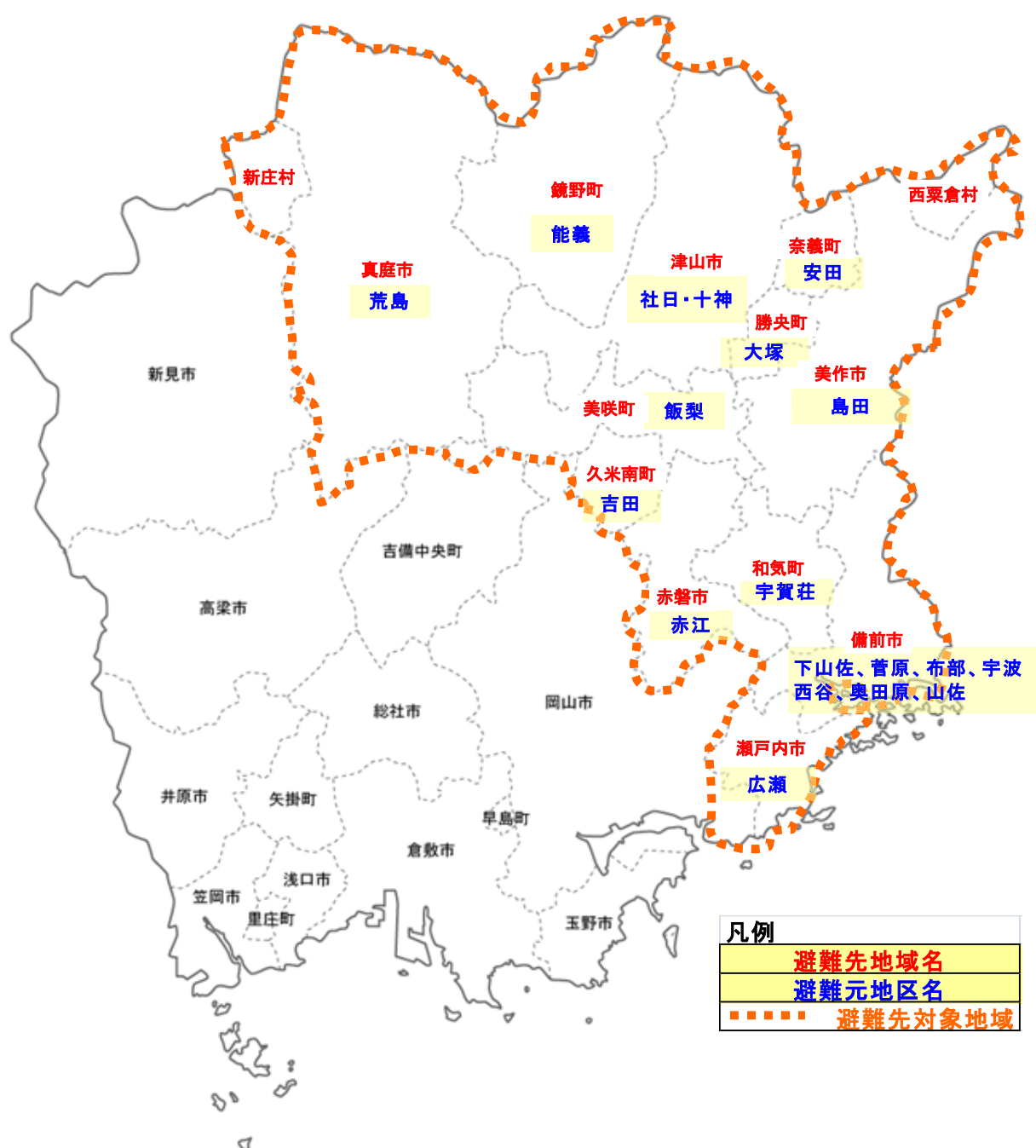
① 社会福祉施設入所者

社会福祉施設の広域福祉避難所の運営は、社会福祉施設職員が避難先自治体の施設管理者の協力を得て、それぞれ作成した避難計画に基づき施設の運営主体において自主的に運営するものとする。

② 在宅避難行動要支援者

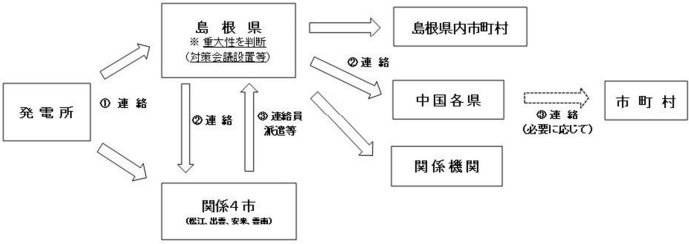
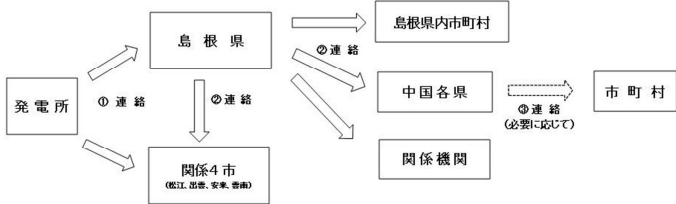
在宅避難行動要支援者の広域福祉避難所の運営は、避難先自治体の施設管理者の協力を得て、避難者のケアに充分配慮しつつ一般住民用避難所の運営と同様な運営体制を構築し運営するものとする。

広域避難先地域(岡山県)



資料2

原子力災害時の広域避難に係る情報連絡の流れ

段 階	連 絡 等 の 流 れ	備 考
発電所の事故・トラブルの進展 0. トラブル発生 (安全協定等のトラブル)		
1. 重大なトラブルと判断した場合 (島根県対策会議設置) 警戒事態 1-1 避難準備 (施設敷地緊急事態要避難者)	 避難実施等の流れは、3-1. 避難準備と同様	<島根県対策会議> 発電所の事故・トラブルが原子力災害につながる恐れがあると判断される場合など、島根県防災部長の判断により設置される。モニタリング体制の強化など事故・トラブルの進展に備えた体制について協議する。
2. 発電所の状況などの連絡 (以降、同様の流れで連絡)		

一時集結所一覧

地区名	一時集結所	住所
社 日	社日小学校	安来市宮内町101
十 神	十神小学校	安来市安来町843-3
	第一中学校	安来市飯島町792
赤 江	赤江小学校	安来市赤江町1843
荒 島	荒島小学校	安来市荒島町2728
	第三中学校	安来市西赤江町395
飯 梨	飯梨小学校	安来市植田町398
能 義	能義小学校	安来市飯生町265
大 塚	南小学校	安来市清瀬町230
吉 田	吉田交流センター	安来市上吉田町618-1
宇 賀 荘	宇賀荘小学校	安来市清井町300
	第二中学校	安来市吉岡町7
島 田	島田小学校	安来市穂日島町485
広 瀬	広瀬小学校	安来市広瀬町広瀬751
	広瀬中学校	安来市広瀬町富田1470
下 山 佐	下山佐交流センター	安来市広瀬町下山佐498
菅 原	菅原交流センター	安来市広瀬町菅原604
布 部	布部小学校	安来市広瀬町布部1152
宇 波	宇波交流センター	安来市広瀬町宇波482-2
西 谷	西谷交流センター	安来市広瀬町西谷376-6
奥 田 原	奥田原交流センター	安来市広瀬町奥田原602-1
山 佐	山佐小学校	安来市広瀬町上山佐608-1
安 田	安田小学校	安来市伯太町安田1213-1

安来市広域避難先、避難ルート

避難地域			避難ル－ト	主な避難区域 時検査候補地	避難先市町村							
市名	地区名	人口			備考	県名	市町村名	避難經由所				
								名称	住所			
安来市	社日	50	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道(院庄C)⇒国道179号	岡山県	鏡野町	(広域福祉避難所へ直接避難)					
		4,100					グリーンヘルズ津山 津山市大田920					
		6,250					岡山県 津山総合体育館 津山市山北669					
				津山スポーツセンター 津山市勝部20-2								
十神	十神	80	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道482号⇒国道313号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道(北別C)⇒国道313号	真庭市	真庭市	(広域福祉避難所へ直接避難)					
		170	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号⇒県道27号岡山吉井線 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(山陽C)⇒県道27号岡山吉井線			赤磐市	赤磐市	(広域福祉避難所へ直接避難)			
		100	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道(院庄C)⇒国道53号					久米南町	久米南町	(広域福祉避難所へ直接避難)	
		50	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道(江府C)⇒国道181号							新庄村	新庄村
60	(社会福祉施設)	①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道429号⇒国道373号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道(津山C)⇒国道429号⇒国道373号	西栗倉村	西栗倉村	(広域福祉避難所へ直接避難)							
					中海ふれあい公園							
赤江	赤江	4,150				①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号⇒国道484号⇒県道27号岡山吉井線 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(山陽C)⇒県道27号岡山吉井線	赤磐市	赤磐市	赤磐市役所 赤磐市下市344番地			
						赤磐市山陽ふれあい公園 赤磐市正崎1368番地						
				赤坂健康管理センター 赤磐市町知田514番地								
				桜が丘いきいき交流センター 赤磐市桜が丘東五丁目5番地391								
荒島	荒島	3,780		①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②山陰道(安来C)⇒米子自動車道⇒中国自動車道(美作C)⇒国道374号			くまやまふれあいセンター 赤磐市松木621番地1					
				吉井会館 赤磐市岡匠136番地1								
				宮芝公園 真庭市久世1435								
				久世エスパスセンター 真庭市岡屋17-1								
					真庭市	真庭市	落合総合公園 真庭市下市瀬586-3					
				緑山高原スポーツ公園 真庭市緑山上長田2300-1								

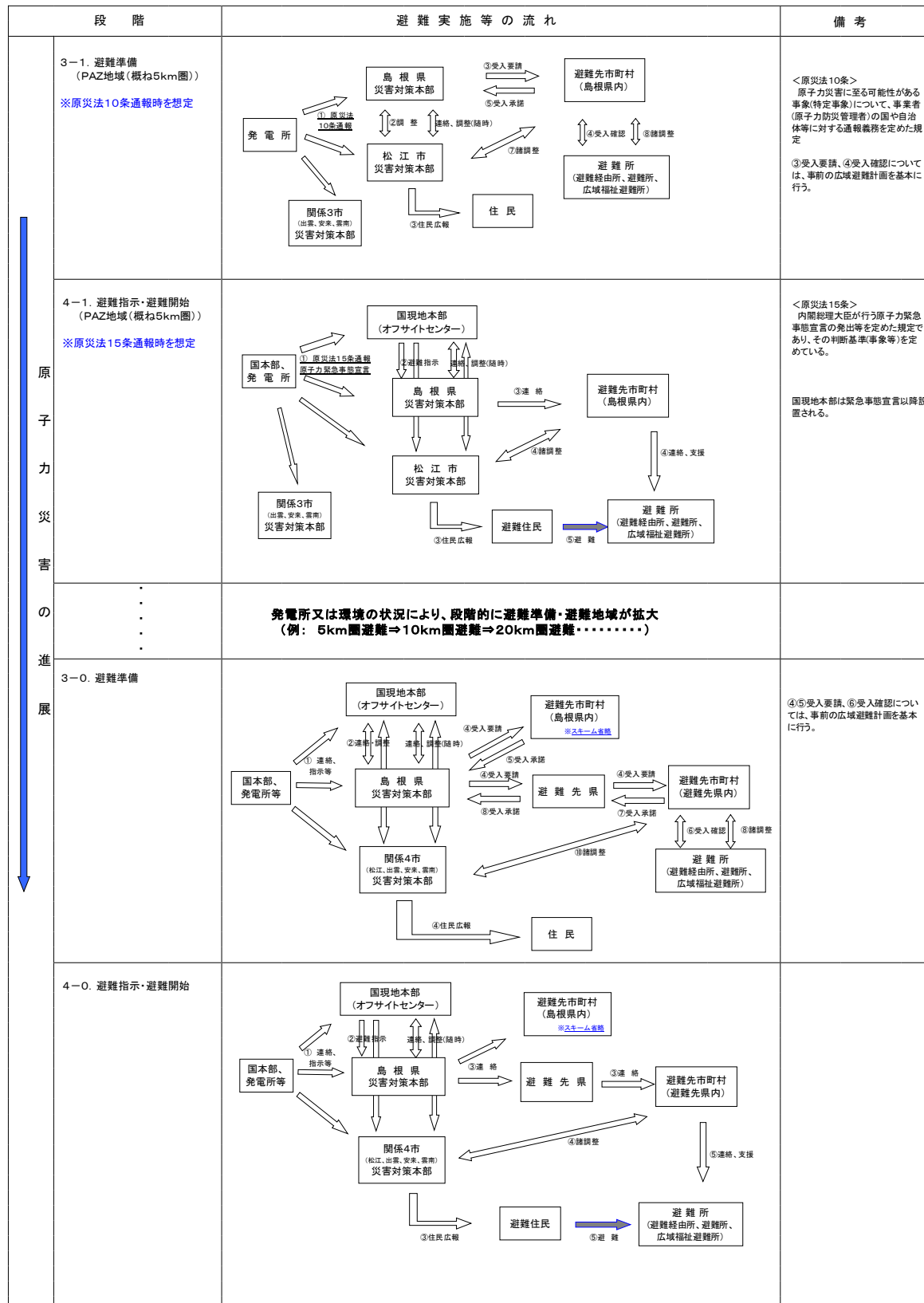
安来市広域避難先、避難ルート

避難地域			避難先市町村		
市名	地区名	人口	備考	避難経路	住所
安来市	飯梨	1,450		①市道沢東出張線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道53号	美咲町 美咲町中央 総合運動公園 美咲町原田2155
				②市道沢東出張線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(院庄IC)⇒国道53号	
	能義	1,440		①市道沢東出張線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒国道79号	鏡野町 鏡野町文化スポーツセンター 鏡野町竹田158-1
				②市道沢東出張線⇒県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(院庄IC)⇒国道179号	
	大塚	960		①県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒国道179号 ②県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(津山IC)⇒国道179号	勝央町 勝央町立 勝央中学校 勝田郡勝央町平1000
吉田	吉田	480		①県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒国道53号 ②県道102号米子広瀬線⇒県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(院庄IC)⇒国道53号	久米南町 久米南町民 運動公園 久米南町上弓削1500
				①県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(和気IC)⇒国道374号	和気町 和気町体育館 和気町福富312-1
宇賀庄	宇賀庄	1,710		①県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒国道179号⇒国道374号 ②県道9号安来伯太日南線⇒県道1号溝口伯太線⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道⇒岡山自動車道⇒山陽自動車道(和気IC)⇒国道374号	和気町父井原430-1
島田	島田	2,560		①国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒国道179号 ②国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(院庄IC)⇒国道374号 ③国道9号⇒国道180号⇒米子自動車道(米子西IC)⇒中国自動車道(善作IC)⇒国道179号 ④国道9号⇒国道180号⇒国道181号⇒米子自動車道(江府IC)⇒中国自動車道(作東IC)⇒県道365号上福原佐用線 ⑤国道9号⇒国道180号⇒米子自動車道(米子西IC)⇒中国自動車道(作東IC)⇒県道365号上福原佐用線	美作市 みまさかアリーナ 美作市作東B&G 海洋センター 美作市江見910-3

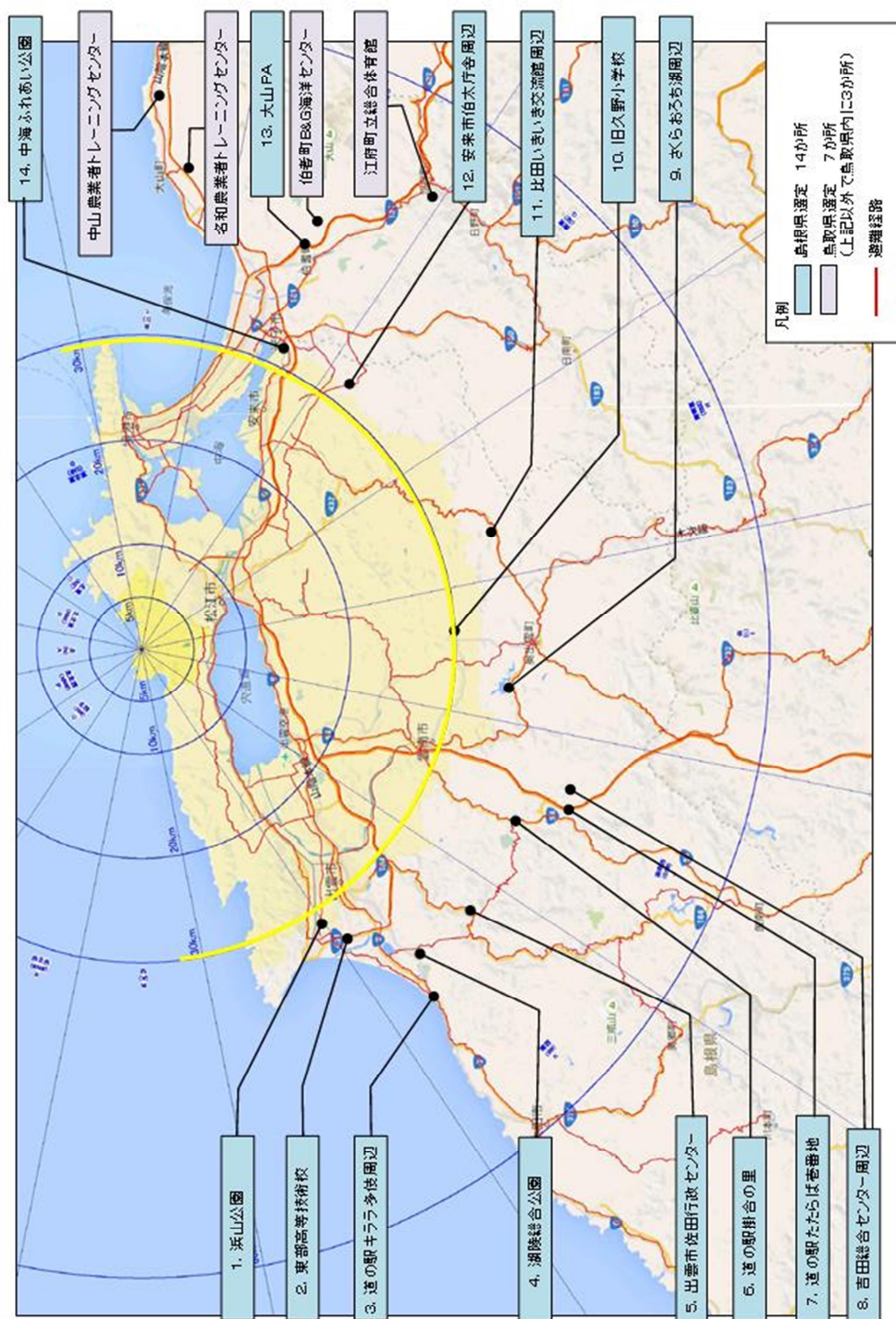
安来市広域避難先、避難ルート

避難地域			避難先市町村			
市名	地区名	人口	備考	県名	市町村名	避難経由所住所
安来市	広瀬	3,630		岡山県	瀬戸内市	長船スポーツ公園 瀬戸内市長船町土師2195
			90 (社会福祉施設)			(広域福祉避難所へ直接避難)
	下山佐				備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	菅原				備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	布都				備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	西谷	2,390			備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	奥田原				備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	山佐				備前市	備前市 総合運動公園 備前市久々井747
	宇波	10 (社会福祉施設)			和気町	(広域福祉避難所へ直接避難)
	安田	830			奈義町	奈義町 文化センター 奈義町番沢327-1
	合計	34,340		1	14	29

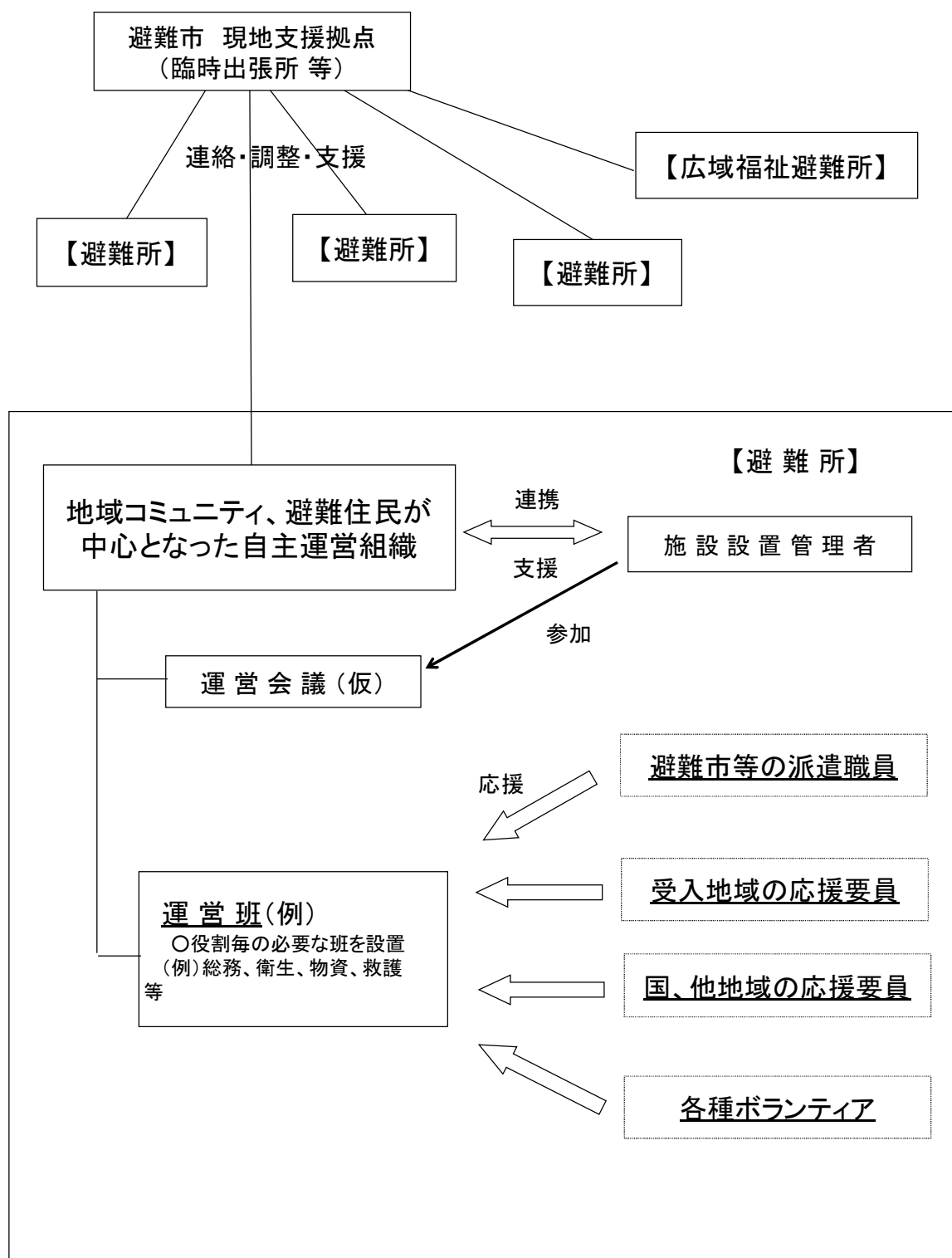
原子力災害時の広域避難実施の流れ



避難退域時検査候補地位位置図



避難所運営体制のイメージ



－用語解説－

<PAZ : Precautionary Action Zone>

予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

<UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone>

緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5～30 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等）を準備する区域。

<確定的影響と確率的影響>

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて、放射線防護のための考え方が定められている。

（確定的影響）

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

（確率的影響）

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

<緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）>

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。

①警戒事態（AL）

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

②施設敷地緊急事態（SE）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③全面緊急事態（GE）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

<運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）>

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。
空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

<避難等防護措置>

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。

避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの。

④安定ヨウ素剤の服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。